

2010年4月13日

総務省自治行政局選挙部長殿

新党日本
代表 田中康夫



「たちあがれ日本」がなした「政党の略称に関する届出」につき、以下の各事項に対し、具体的にご回答ください。

記

- 1、「同一略称」につき、混乱・誤認が有権者に生ずることを総務省は認識しているにもかかわらず、回避措置を何故講じないのか。
- 2、前記、混乱・誤認の生ずることは、公正な選挙が損なわれると総務省及び中央選挙管理会は予見しながら、何故放置するか。
- 3、仮に、一票が按分により分割された場合、憲法が認める「一人一票の権利」が阻害されるのではないのか。
- 4、総務省は政党の届出につき申告制をとりながら、実際にはその名称等に関し裁量的審査をし、規制しているのではないのか。
- 5、仮に、4でなければ、公序良俗（差別的名称、卑猥な名称等）に反する名称でも、政党の届出をそのまま無審査で受理するのか。
- 6、政治資金規正法を根拠に、「同一名称の政党」は認めぬ一方で、複数の政党の「同一略称」を認める根拠を具体的に示せ。
- 7、日本の憲政史上初めて、複数政党が「同一略称」を用いて国政選挙に臨みかねない状況を、総務省は放置するのか。